

お知らせ

総合評価方式における「技能士等の活用」及び「過去5年間の応急対策活動実績」の取扱いについて

平成29年3月1日
山口県

総合評価方式における「技能士等の活用」及び「過去5年間の応急対策活動実績」について、下記のとおり改正しますのでお知らせします。

記

1 「技能士等の活用」：[適用：全ての型式(特別簡易、簡易、標準型)]

(1) 評価の基準を変更する資格

元請職員のみを評価対象とする技能士以外の資格のうち、1級と2級の区分がある次の資格

●舗装施工管理技術者、ポンプ施設管理技術者

【変更内容】 1級と2級を区分して評価する。

※舗装の例

技能士等の活用	指定する工種で、1級舗装施工管理技術者及びその他指定する技能士等をすべて活用した施工とする場合、又は技能士等を指定していない場合	1点
	指定する工種で、2級舗装施工管理技術者及びその他指定する技能士等をすべて活用した施工とする場合	0.5点
	活用しない	0点

(2) 新たに評価の対象とする資格

元請の職員のみを評価対象とする技能士以外の次の資格

●推進工事技士

2 「過去5年間の応急対策活動実績」：[適用：全ての型式(特別簡易、簡易、標準型)]

「家畜伝染病発生時における防疫業務に関する協定書」に基づく活動実績を評価対象に追加する。

3 適用年月日

平成29年4月1日以降に入札公告する案件から適用する。

総合評価方式における「技能士等の活用」について

山口県土木建築部技術管理課

総合評価方式における「配置技術者の技術的能力」として、「技能士等の活用」を評価項目としています。

発注する工事ごとに工事内容や対象数量等を勘案し、指定する工種と職種を定めますので、入札公告をご確認ください。

1 技能士

元請企業又は下請企業の職員が評価の対象となります。

技能士一覧表

職 種	職 種
建築板金	鉄筋施工
溶射	コンクリート圧送施工
電気機器組立て	防水施工
冷凍空気調和機器施工	内装仕上げ施工
石材施工	熱絶縁施工
とび	サッシ施工
左官	ガラス施工
タイル張り	表装
配管	塗装
型枠施工	路面標示施工
建築大工	—

注)工事内容により、上表以外の技能士(職種)を指定することがあります。

2 技能士以外の資格

元請企業の職員が評価の対象となります。(下請等の職員は評価の対象となりません。)

技能士以外の資格一覧表

資 格	団 体
舗装施工管理技術者	(一社)日本道路建設業協会
プレストレストコンクリート技士	(公社)プレストレストコンクリート工学会
のり面施工管理技術者	(一社)全国特定法面保護協会
グラウンドアンカー施工士	(一社)日本アンカー協会
ポンプ施設管理技術者	(一社)河川ポンプ施設技術協会
推進工事技士	(公社)日本推進技術協会